

平成24年 7月24日 議会改革検討代表者会議

○開議時刻 午後 2 時 0 分

○散会時刻 午後 4 時 5 分

○場所 全員協議会室

○出席委員 (10人)

伊藤 学 座長

川畑英樹 副座長

大須賀浩裕 委員

林 明裕 委員

井上耕志 委員

小林市之 委員

雨宮幸男 委員

高橋祐司 委員

大河巳渡子 委員

ドゥマンジュ恭子 委員

○欠席委員 (0人)

○事務局

大和田正治 事務局長

小林明信 事務局次長

宮川節夫 事務局主幹

小島伸夫 庶務係長

高橋慎一 議事係長

佐野竜也 議事係主査

○案件

1 第12回代表者会議における合意事項……………	1
(1)陳情・請願の取り扱いについて……………	1
(2)議会報告会・市民との意見交換会等について……………	1
(3)市民への議会報告実行委員会要領(案)について……………	2
2 検討・協議事項……………	4
(1)少数会派について……………	4
(2)常任委員会等の動画配信等について……………	32

午後2時0分 開議

○川畑副座長

皆さん、こんにちは。ただいまから第13回調布市議会改革検討代表者会議を開催させていただきます。

初めに、伊藤座長からごあいさつをいただきます。

○伊藤座長

皆様、こんにちは。小・中学校の児童・生徒におきましては、つい20日からでしょうか、夏休みに入ったようでございまして、まちなかには子どもたちのにぎやかな声が響き渡っているという夏本番を迎えるところとなりました。

一方では、教育委員会も今中心になって、いじめの問題について、我が調布市も最大の努力をしているという情報もいただいているところでございまして、日々いろいろな状況が動いているな、このように感じているところでございます。

議会におきましても、それぞれの議会で改革を推進していくという、このことにおきまして、それぞれの議会が尽力をしているというふうに思いますけれども、我が市議会でもいよいよ本日は13回目の代表者会議ということになりました。それぞれ御意見を賜りながら最善の改革をしていきたい、このことには変わりありませんので、ぜひ皆さんの御協力、御理解、そしてお力添えいただきたい。このことをお願いいたしまして、冒頭に当たりましてのごあいさつといたします。どうぞよろしくお願いいたします。

○川畑副座長

ありがとうございました。

それでは、日程に従いまして協議してまいります。

なお、進行につきましては、皆様の御協力のほどよろしくお願い申し上げます。

それでは、最初に日程の1、前回第12回代表者会議におきまして合意されました事項について確認するため、その内容を合意資料8及び資料39で配付させていただいておりますので、御確認をいただきますようお願い申し上げます。

内容は、国・都への意見書提出陳情の取り扱いは、議会運営委員会の協議を経て議長が判断すること。また、議会報告会を実施していくこと。実施に当たっては、仮称、議会報告実行委員会を設置、検討し、検討経過を議長及び幹事長会議に報告すること等をその内容としております。

合意事項の2つ目は、議会報告会。市民との意見交換会等についての合意内容4の仮称、議会報告実行委員会設置についてでございます。座長から説明がございますので、お願いいたします。座長。

○伊藤座長

それでは、資料39の御説明をいたしたいと思います。市民への議会報告実行委員会要領（案）についてであります。

第12回代表者会議で議会報告会を実施すること、また実施に当たっては実施方法や時期、内容等を検討準備するため、議会報告実行委員会を議会内に組織することについて、代表者会議での合意が得られたことを受け、市民への議会報告実行委員会要領（案）を作成いたしましたので、その概要を説明いたします。

資料39をごらんいただきたいと存じます。

目的は、第1条で示しているように、市民への議会報告会を実施するため、実行委員会を置くこととしています。

所掌事項は、第2条、報告会の実施に関することとし、議会報告会の検討から実施まですべてをお願いするものであります。

また、所掌事項第2条第2項において、報告会の実施について議長が必要と認めることについても実行委員会で検討していただくことといたしました。

これは、議会報告会は、議会、機関として市民への報告を行うことから、議会の代表としての議長が必要と認めることにおいても、実行委員会で検討、協議していただきたいと考えたものであります。

次に、第3条、実行委員会の委員は、各会派から1名、幹事長さんが指名する方に委員として実行委員会に参加していただくものであります。

次に、第4条、委員の任期は、議員の任期を基本としていますが、途中での交代は可能としていきたいと考えています。

実行委員会の委員長及び副委員長は、委員の中から互選でお願いしたいと思います。

裏面をお願いいたします。

第7条では、意見の聴取等ということで、委員長は実行委員会の運営に必要と認めるときは、委員以外の者を委員会に出席させ、その意見を聞き、資料の提出を求めることができるとなっています。

これは、実行委員会以外からも幅広く意見を聞き、よりよい議会報告会にしていきたいとの考えからであります。

次に、第8条では、実行委員会における検討結果や協議過程を正・副議長並びに幹事長会議で報告する義務を規定しています。

また、あわせて実行委員会で検討した結果等については、議長の了承を得るものとしています。

第9条では、議会報告会は議会として議員全員参加のもとに実施していくことから、議員みずからで議会報告会を実施するため、実行委員会の庶務についても実行委員会みずからにおいて処理するものとしたしました。

この要領（案）を了承していただければ、本日、代表者会議終了後、速やかに各会派から委員を選出していただきたいと考えているところであります。

説明は以上でございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。座長からの説明は終わりました。説明に対しまして、何か質疑等がございますでしょうか。挙手にてお願いします。雨宮委員。

○雨宮委員

確認のための質問なのですが、7条、意見の聴取ですね。必要と認めたときは、委員以外の者をというふうに規定されているんですが、この委員以外の範囲について確認したいと思います。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

現在のところの範囲でありますけれども、私としての提案は、議員ということでお願いをしたいと思っています。したがって、実行委員会に属していない議員さんの意見、もしくはそういった方の持っている資料があれば、御提出、また説明を願う機会を設けたいと、このように思って提案をしているところでございます。

以上です。

○川畑副座長

よろしいですか。

○雨宮委員

わかりました。

○川畑副座長

ほかに質疑等ございませんか。よろしいですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、座長の説明につきまして御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

それでは、市民への議会報告実行委員会要領（案）につきましては御了承をお願いいたします。

つきましては、本日、代表者会議終了後、速やかに各会派から委員の御選出をお願いいたします。

それでは、続きまして、日程の2、検討・協議事項に入ります。

日程の2の(1)、少数会派についてであります。

この案件は、前回第12回代表者会議、7月5日におきまして、座長からの提案で終わっております。

前回、座長の提案事項、資料40でございますが、配付してあります。この資料をもとに協議してまいります。最初に座長から改めて提案の趣旨等を含め御説明をお願いいたします。座長、お願いいたします。

○伊藤座長

それでは、前回の代表者会議で私が提案した内容を資料40として配付してありますので、ごらんいただきたいと思っております。

調布市議会では、これまで会派に関する規定や定義がありませんでした。また、認識もそれぞれでありました。

現行では、改選後最初の代表者会議までに会派届を提出し、受理されております。この会派届においては、お1人だけでも会派届が提出されれば、会派として受理され、認められております。

調布市議会のこれまでの歴史からも一人会派は認められてきたところであります。私も一人会派については、会派としてこれからも認めていく立場には変わりはありません。

また、議会活動における少数意見、少数会派の意見は、これまでどおり尊重しなければならないと考えております。

しかしながら、議会運営上における議会運営委員会や幹事長会議においては、一人会派さんは正規の構成員ではなく、先例申し合わせによりオブザーバーとしての出席が認められております。

こうしたことから、一般的な会派と議事運営をつかさどる幹事長会議や議会運営委員会の委員を選出できる会派との違いの明確化を図るため、交渉会派という新たな名称における会派の位置づけを提案するものであります。

したがって、一人会派はこれまでどおり認めていくことを前提に、議会運営委員会や幹事長会議における構成員となるべき会派の位置づけを明確にするため、交渉会派という新たな名称での位置づけを明文化するため、交渉会派という名前で位置づけを提案したとこ

ろであります。

それでは、資料40に基づき説明をいたします。

最初に、1、会派の考え方についてであります。

ここでは、先ほども説明いたしました、調布市議会において会派を結成することができることを改めて確認するとともに、会派は政策立案、政策決定、政策提言等に関し、会派間で調整を行い、合意形成に努めなければならないこと。さらに、交渉会派という位置づけを確認し、会派の役割を明確にすることを提案したものであります。

また、市議会における会派という位置づけを改めて確認し明文化することにより、市民への説明責任、あるいは議会の透明性を図るため、一人会派をこれまでどおり会派として認めるとともに、会派のうち複数議員で構成する会派を交渉会派とすることで、議会運営上、会派の位置づけを明確にするため、交渉会派は複数議員の集団ということで定義をしています。

また、あわせて複数の最低は2人であることから、交渉会派の要件を2人以上といたしました。

4では、交渉会派の役割を規定いたしました。一人会派と複数会派の議会運営における役割と位置づけを明確にするため、代表質問は、複数の議員構成による会派の質問であると考えておりますので、代表質問は複数会派である交渉会派ができるものとしています。

これは、一人会派の活動を制限するのではなく、代表質問は複数会派の質問であることを明確化するため、提案したものであります。

また、一人会派の意見も尊重することは、これからも変わりはないものということで、複数会派である交渉会派は、一人会派の意見を尊重することも確認しております。端的に言うと、これまでどおり一人会派の意見を尊重していくことであります。

次に、交渉会派の意見ですが、複数会派は複数の委員会に委員を選出しておりますが、委員会審査意見及び本会議における議案の意見は、会派としての意見を表明する段階では、1つにさせていただきたいと考えています。

会派としての結論に至るまでには、会派内でさまざまな議論、検討がなされると思いますが、最終結論は1つにさせていただきたいとの考えから、議会活動における交渉会派の意見は原則1つとすることをお願いしたいと思います。

また、これまでも一人会派は幹事長会議や議会運営委員会にはオブザーバーとして出席をしていただいておりますが、改めてオブザーバーとして出席することを確認していただきたいと思います。

これは、一人会派を尊重するとともに、幹事長会議や議会運営委員会にオブザーバーと

して出席をすることで、議会内活動の状況や情報を共有していただきたいという思いからであります。

次に、呼称であります。基本的にはオブザーバーとして出席していただいておりますので、呼称は従来どおりといたしたいと思っております。

説明は以上でございます。

○川畑副座長

座長からの説明は終わりました。

最初に、資料1の会派の考え方についてですが、調布市議会において、会派という位置づけを明確にするため、会派を結成することができること等を改めて確認するとともに、交渉会派という位置づけの明確化を図ることの座長提案がございました。

資料1の会派の考え方につきまして、御意見等がございましたら、質疑、御意見を挙手にてお願いいたします。林委員。

○林委員

座長提案を拝見させていただきました。今の副座長のほうからの件ですけれども、会派の考え方について。これについては、我が会派として提案理由の中で申し上げたとおり、今、現状における会派の扱いが何ら規定されていないということを明確にすべきだという主張をさせていただいたところでございますので、位置づけを改めて確認し、明文化することということは評価をさせていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

私も会派そのものについては異存ないんですが、交渉会派という案件なんです。これは当初、提案者である自民党さんにも質問いたしました。それから、前回のときにも林さんにだか座長にだか記憶が定かじゃないんですが、交渉会派の交渉たるゆえんは一体何を示しているのかと。議会の中における交渉って、この場合の交渉はだれとだれの交渉を言っているのか、このことがいまだに明確にされていないように私は受けとめているんですが、その辺、改めて説明をお願いできますか。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

交渉会派、もしくは言いかえると、政治の世界の中には交渉団体という表現も使われて

いるようでございまして、まず会派というところの部分においては、ここから私なりに説明をしていきたいと思うんですけども、会派の所属議員数によって委員会の議席数、もしくは発言、質問の時間配分、議案の提出権などの制約が一般的にあるということをまず認識していただきたいと思います。一定議席が所属すると認められる会派を交渉会派という位置づけということでお願いをしたいと思います。

この交渉会派、交渉団体は議会運営委員会のメンバーとして選出されるということがまず考えられるのではないかと。うちには、もう1つは幹事長会議という機関があります。この幹事長会議にも選出される。そこで交渉団体という、交渉会派というくくりで明文化したいのは、要するに議案の発議や各種の交渉に参加できる資格を認められた団体、もしくは会派ということを確認にしたいということがまず交渉会派の概念ではないかなというふうに私は考えています。

したがって、端的に言うと、幹事長会議や議会運営委員会において発言をできる会派、また議決があるような場合には、議決の権利を持つ会派という考え方になります。

以上でございます。

○雨宮委員

今の説明を聞いていてううんと思ったのは、会派の考え方ということで3本挙げていますよね。(1)については、私も基本的に異存はありません。ただし、(2)と(3)で規定の仕方が矛盾なんです。第2項目については、政策に関する3つの事案について、会派間での調整とあって、ここで言っている会派というのは単数も含めてですよ。調整については全会派に役割を与えるというか、義務づけをしながら、片や交渉会派だといって単数会派を事実上排除するというのは、ここは私には全然理解できない。

何よりこれまでの運営の中で、単数会派、要するに交渉会派ということのを設けなくてこれまで30数年、もっとやってきましたよね。前回のときにも紹介しましたがけれども、長い半世紀に近いような調布市議会の歴史の中でも、単数会派を名乗った方々はたくさんいるんですよ。そのことによって交渉会派という形に移行しなければならない具体的な理由などについて、もう一度お聞きしたいと思いますけど、いかがでしょうか。

○伊藤座長

長い歴史は私も承知しております。そして、今回、明文化をするということについて、何ら今までと変わりはないと私は思っているんですね。ただ、明文化をすることによって、複数会派と単数会派の仕切りをきちっとつけましようということ。これは何を言わんかと思しますと、最終的に議会基本条例などが制定されるときに、きちっと会派とはということが私は明文化されるべきだというふうに考えているところです。

したがいまして、幹事長会議においても、議会運営委員会においても、今までずっと長い歴史の中で議決権を与えたり、もしくは発言権を複数会派と同じく与えたりということは、私はなかったというふうに思っています。基本的には、すべての複数会派の委員さんの発言の後に、オブザーバーさん、もしくはオブザーバーと呼ばなければ、〇〇幹事長さん、〇〇委員さん、御意見はありますかという仕切りの差は、私は今までもあったというふうに認識しておりまして、ぜひその辺は交渉会派という形での明文化を図っていく時期が来ているのではないかと、このように考えております。

以上でございます。

○雨宮委員

具体的な内容については、この後の議論、協議の中でさらに展開したいと思っておりますけれども、先ほどの座長の説明によりますと、これまでと比較して何ら新たな制限を持ち込むことではないという説明がたしかあったというふうに思いますけれども、交渉会派という概念を導入することによって明らかに新しい制限が持ち込まれるというふうに私はこの文書全体を通じて受けとめているところです。

具体的には、さらに後の発言で言いますので、今のところ以上です。

○川畑副座長

ほかにございませんか。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

少数会派については、これまでも何度にもわたって議論がされてきたわけですが、ここに来て座長提案として出されました。それで、この議会改革については、さまざまな意見が各会派から出されて、それを座長がベストミックスをするという形での座長提案というふうにこれまでは受けとめてまいりましたけれども、この内容を見る限りでは、林委員からのほうの提案が主な内容で、さまざまな意見が、私としてはベストミックスになっていないと思うんですが、その点についてのお考えをお聞かせください。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

まずは、私なりにベストミックスもしております。それは、皆様の意見もそうですけれども、発案、発議をしていただいた会派さん、もしくは私としての考え方、そこにミックスをしているということでまず御理解をいただきたいと、このように思っています。

○ドゥマンジュ委員

例えば、どの点がミックスされた点なんでしょうか。

○伊藤座長

すべてミックスをしております。

○ドゥマンジュ委員

交渉会派を明文化するということで、単数会派と複数会派をきちっと規定していくという提案ですけれども、これを市民の側から見てみますと、市民の方たちは一人一人の議員を選挙で選ぶわけですよね。そのときに無所属として出てくる方もいます。市民の方の声を聞くと、無所属で出てきたときにはどんな会派をつくるのかわからないで、その方がどんなことをするのかということで選ぶと。しかし、その後に会派をつくることによって、その人の考えが決まってしまうのであれば、それは市民にとっては納得できないところだという意見も聞いています。

そう考えると、5番に出されています議会活動における交渉会派の意見は原則1つとするというようなことも、議員一人一人としての活動を縛ることになるのではないかというふうにも考えます。調布の歴史の中で少数会派が一人会派として認められてきたということは、議員一人一人にとっても活動と、またその責任において、いろいろ市民の方の意見を議会に伝えていくということ、しっかりとその仕事を果たしていくということでは、一人会派ということは、調布にとっては大変いいやり方であったと私は思うんですね。それを議会改革という名のもとに、こうした民主的などとしてとらえられるいい点を変更してしまうということは、市民の方に説明ができないと思うんですけれども、これは私のまずは意見として言わせていただきます。

○川畑副座長

御意見ですね。ほかにございませんか。大河委員。

○大河委員

会派の考え方ということで、今、座長さんのほうから出された1つに、議会基本条例を制定する際に、単数会派と複数会派の仕切りが必要だというお話がございました。しかし、いろいろな議会基本条例を見たときに、こういった仕切りをどの議会もつけているかという、必ずしもそういうことではありません。したがって、私はそれが今回の議会改革での絶対条件であるというふうには認識をしております。

議会の中での数の問題が議論されておりますが、やはり議員というのは、手を挙げてすぐにそこで議員という資格を得るわけではなく、市民からの信託を得て、その考えを議会に届けに来ているわけでありますので、調布としても地方議会で一人会派が認められている例があるということからしても、やはりそういった意味で言えば、ここに書かれているような政策提言やそういったことがあるために、私は市長との考え方の差異やいろんなこ

とを含め、代表質問という制度があるというふうに思っておりますので、先ほども雨宮委員さんからありましたように、これは単に複数、単数の仕切り直しとした結果であり、何らそのことに対して前と様子が違ったわけではないということは、少し違うのではないかなというふうに認識をしております。

また、17年間ずっと幹事長会議に出席をしてみいました。それで言えば、先ほど呼称の問題も従来どおりという話がありましたが、ずっとひもといひて拝読いたしますと、こちらにいらっしゃるいろんな会派の方が離脱されて幹事長になった当時、すべて幹事長という呼び方で、ごく普通のやりとりとして、終わった後、ほかに意見はありませんかということでやった、議事進行が常にそうだったということは必ずしもなかった。これは私自身、実際に出席しておりますので、その認識は、やはりもう少し整理していただきたいなというふうに思います。

ですから、私は今回のお話があるように、複数、単数会派の仕切り直しが必要なので、こういうことを明確にすることが今回の市民への説明責任という形にはならない。今までの従来の形だというのであれば、私は会派というのの考え方はこういうことであるということの説明すれば、十分に足るものではないかというふうに考えております。

○川畑副座長

御意見でよろしいですね。

○大河委員

はい。

○川畑副座長

皆さんからほかに御意見ございませんか。井上委員。

○井上委員

我々の会派といたしましては、座長提案に賛同させていただきたいというふうに思っております。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

資料1の会派の考え方についてをひとつ今議論させていただいております。後に交渉会派の定義として、2番、3番、4番、5番というところで一くくりに議論させていただきたいと思っております。

一番最初に申し上げましたとおり、最初に資料1の会派の考え方についてでございます。ほかに御意見ございませんか。——会派の位置づけ等、明文化していくこと、提案事項についての御異議ございませんか。雨宮委員。

○雨宮委員

異議は先ほど述べたような理由で、異議を申し立てると言うとおかしいけど、異議を表明いたします。

それは、繰り返しになりますけれども、(2)では会派というすべてを包含する概念で会派間で調整を行い、合意形成に努めなければならないという義務規定をしておきながら、(3)のほうではそれと全く対立するとか、逆転する規定で交渉会派という概念を導入している。これは明らかな矛盾だというふうに私は言わざるを得ませんので、異議を唱えます。

○川畑副座長

ほかに御意見ございますか。大河委員。

○大河委員

私も先ほども言いましたように、会派という考え方の中に交渉会派という定義を入れることが、これからの議会、さまざまところに皆さんとともに勉強会に行っておりますが、これからは討議を重視する議会、それは自由討議ということが前提になっていますので、まさに会派を拘束するような、そういったイメージとは逆な方向になっている話なわけがありますから、今回の進め方というものが、これからの二代表制という議会、市長との対立軸にある中で活性化していく議会の改革にふさわしいというふうには理解をしております。

○川畑副座長

ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

私も異議を申したいと思います。(3)の交渉会派、これは議会活動及び議会運営の効率化、活性化を図るためにと書かれていますが、市民にとって、議会改革がどのように行われるのかということが大事だと思います。市民の方のアンケートでも、「市民に開かれた議会改革の正しい方向は、議員一人一人の活動を活性化することだ」と何回もアンケートを出してくださっています。こうしたことから考えても、交渉会派にして議会の効率化、活性化ということよりも、市民にとってどういう議会であるべきかということから考えていかなければならないと思います。

そういう意味で、私は交渉会派という位置づけを明確にすることということには納得でき

ないということで、異議を申したいと思います。

○川畑副座長

ほかに御意見ございませんか。はい、座長、お願いします。

○伊藤座長

それぞれ御意見を今拝聴しておりました。交渉会派とは、じゃ、どういう名称でいいの
か。名称だけでよければ多数会派、単数会派、それでも構わないわけでありまして、その
ことが抵抗があるとすれば、まずはそこを修正、私なりに今ふと感じたところなんです
が、ただ、内容が大きく変わっているかというところに私は議論を進めていきたいと思
うんですけれども、その内容は基本的には変わっていないですよ。今までどおりなんです。

ただ、議会基本条例の中に会派とはこういうものであるということを入るべきだ
というふうに考えておりまして、複数会派をいう、それには交渉団体という1つの位置づ
けもそこに付け加えるということでありまして、そこに今までと何が変わるかという
と、逆に私は変わるところはないと思っていますので、ぜひ御理解いただきたいなど、この
ように思っているところでございます。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

最初のときの発言でもちょっと触れましたけれども、今、座長の説明というか、発言の
中にも、従来と変わるところは何もないというふうに繰り返しおっしゃられたんだけど、
私は重大な違いがあるというふうに思っています。それは、項目的には先の項目に入りま
すけど、副座長、触れていいですか。

○川畑副座長

どこの項目ですか。

○雨宮委員

具体的に言うと4の(1)に交渉会派は幹事長会議、議会運営委員会の構成メンバーとし、
代表質問をすることができる。ここまででなくて、さらに続けて、単数会派についても代
表質問を保障するというふうな規定があるのであれば、それは従来とは違わないというふ
うに言えるのだが、この表現のままだと明らかに単数会派、ここで言えばお2人の……

○伊藤座長

途中で申しわけないんだけど、そこまでいくと議論が、私なりに4番は4番なりの説明
を後ほど皆さんの意見を聞きながら進めていきたい部分に入ってきますので、ぜひこの
段階では、ここを了とするかは別として、まずは次の2番、3番、4番に進めていただけ

ればありがたいなと思っているところです。

○雨宮委員

それは先ほどの仕切りの中で、1についてといったところが改めて問われたから今言ったわけですよ。だから、さらに具体的な深めた議論というか、それは今座長もいみじくも言われましたけれども、私のほうから言えば4の部分で議論したいということになります。

○川畑副座長

わかりました。それでは、1の部分の会派の考え方を一たんそこで置きまして、今までの皆さんの議論の中で、もう既に交渉会派に議論が入ってきておりますので、次の2番、3番、4番、5番、複数議員の構成会派を交渉会派として定義、交渉会派の要件、役割、意見等についても入らせていただきたいと思います。

それでは、2番、3番、4番、5番も既に皆さんが議論、協議に入っておりますので、ちょっとダブっているところはございますが、御了承いただきながら、この部分に入っていきたいと思います。皆さんからこの部分に関しましても何か御質問、御意見等がございましたら、ここでお受けさせていただきたいと思いますが、ございますか。はい、雨宮委員。

○雨宮委員

続きね。つまり交渉会派は構成メンバーとするところまでで切られているのであれば、それはまだ考えようがあるのかなという気がするんですが、それに点で結んで、代表質問をすることができる。できる規定ですけれども、そこまでとまっちゃっているわけですよ。そうすると、この表現自体だけだと、従来保障されてきた単数会派の代表質問権は明確に担保されないというよりか、事実上、剥奪されてしまうというふうに、私は日本語的には読まざるを得ないんですけれども、その辺についての提案者の考え方はどうなんでしょうか。

○川畑副座長

座長、お願いします。

○伊藤座長

あくまでもここに出ているのは交渉会派、複数会派のことを指しておりますけれども、その会派の代表質問を定義づけているということでございまして、例えばその部分を担保するという事は、私は考えています。この考え方としては、例として提示をするならば、こうした形ができないかなと思っているところです。

それは、例えば本会議での議事進行の中の順番でいくと、日程1に代表質問、例えば自民党創政会の代表質問を許します。複数会派がずっといきますね。それが終わります。終

わった段階で代表質問を終了いたしますと。日程2で、例えばそれを単数会派という呼称がいいのか、もしくはそれぞれの会派のお名前をそこで名称として、例えば元気派市民の会さん、基本的施策についての質問を許しますというような仕切りをするという。質問の内容は変わりませんよ。時間も今までどおりと基本的には考えていまして、代表質問、すなわち複数会派の質問の仕切りと単数会派の仕切りをしていったらいかがかたと、このように考えております。

したがいまして、ここに出てくる交渉会派の条件としては、ここに単数会派の例えば代表質問はこうこうこうであると書くことは、現段階、ここにはあらわしていないという理解をしていただければありがたいかなと思っています。

以上です。

○川畑副座長

座長からの調整提案が出されましたけれども、雨宮委員。

○雨宮委員

今の説明というか、提案的なものをお聞きいたしますと、なおさらのこと2つの会派呼称を入れなければならない必然性がますます見えなくなってきたという思いが1つあります。

それから、せっかく座長の今のような提案がされていますので、そういうこととの関係で言えば、私はむしろ1の会派の考え方のところで、代表質問についてはすべての会派に保障するみたいな1行を入れて、どうしても交渉会派ということであれば、4についても従来どおりの議運の構成メンバーとするみたいな処理の仕方でもいいのかなというふうに今のお話を聞いて思いました。

○川畑副座長

御意見ですか。

○雨宮委員

はい。

○川畑副座長

ほかに。大河委員。

○大河委員

いろいろお気遣いいただいているということはわかりましたが、そんなにまでして少数会派と多数会派との違いの区別ということを市民の人に明確にすることが、なぜ議会運営の効率化、活性化につながるのかということが私は非常にわかりにくいと思います。

従来と変わらないというのであれば、会派というものはどういうものかということ、

会派があるわけですから、そのことをこういったことですよということでもいいわけですし、そして幹事長会議、議会運営委員会は、例えば多数会派は構成メンバーで単国会派はオブザーバーだというような扱いについて書けば別に問題ないことですので、私は、こんなにこだわりを持ってあえて、調布方式なのか知りませんが、交渉会派ということも明言しながらそれぞれやっていくことが活性化につながるのかということ、それはかえってわかりにくいのではないかなというふうに思いますので、従来と同じだと言っているわけですから、そして会派も認めるというのであれば、時間が短いのは人数が少ないからということ、もうみんなそれぞれにわかっている話ですので、こういったふうなやり方というのは、逆に言えば、効率的な感じが私にはとれないんですけれども、いかがなものでしょうか。

○川畑副座長

はい、座長。

○伊藤座長

まず、代表質問という性格から物の本を見ますと、複数の所属している団体、もしくは会派から質問を行うものを代表質問というというような形で私は理解をしたところでございまして、お1人の単数の会派さんについての代表という質問が仕切り上わかりにくいと例えば思う市民の方もおられるのではないかなと、このようにも考えているところです。

わかりにくい、わかりづらいは別といたしましても、代表質問の定義からいうと、複数の人数の方のいる会派の質問ということに私はなるのではないかと思っていますので、その辺の御理解はぜひいただきたいなど、このように思っています。

○大河委員

それは、物の本でしょうけれども、調布の議会では、会派を名乗っていたら市長の所信表明に対して代表質問してきたということがあるわけでありまして、市民からそのことは議会のあり方として今後直すべきではないかというふうなことが、私はそういう声を聞いていませんので、ぜひ、何かあるようでしたらアンケートをとるなりなんなりをして、それが議会にとってより活性化、効率化になるのであれば、また考えればいいのではないかなというふうに思います。

やはりそれぞれの主張があって出てきているわけですし、しかしながら、そのことは選挙のときに、自分たちはどういう会派を名乗り、市政でどんなことを市長にあれしながらか進めていくということ、今の選挙では実態としてはしていないことですので、会派というのは市民にとっては非常にわかりにくい。

どういうふうに結成して、一体どういうふうな政策を実現しようとしているのかという

のは、それぞれの選挙公約にはないわけですので、それを改めて仕切り直してわかりやすくと言いますが、私はかえって非常にわかりにくいのではないかと思いますので、会派の規定をすることはいいことだと思いますし、役割とかそういうものを書くのはいいとは思いますが、交渉会派という定義をあえてつくり、そのことによってさまざまなことがあるんだということを形式化することよりも、具体的な活性化をするという進め方を考えた、わかりやすさでいけばもう少し整理をしてやっていくことも考えていただければというふうに思います。

○川畑副座長

ほかに御意見ございませんか。雨宮委員。

○雨宮委員

代表質問という政治カテゴリーに、どういう規定をするかというのは、それぞれの考え方があり得るのかなという思いはするんです。私なんかの受けとめ方というのは、先ほど大河さんもおっしゃっていましたが、政治的、政策的に一致できないからそれぞれ会派を組んでいるというか、分かれているわけですよ。

そうすると、それぞれの政治的主張や政策的考え方を持っているそれぞれの会派が、市長の基本的施策という所信表明に対しての総括的な質問をやる、これが代表質問というふうに私は、特に調布の場合、理解しているんですね。そういうこととの関係で、例えば一般質問でもできるんじゃないかという議論が時々あります。だけど、基本的施策に対する代表質問を行う3月議会というのは、実は予算が出てくるんですよ。一般質問に関する規定では、現状では議案に関する質問は認められていない。そうなってくると、一般質問だけに置きかえようとした場合には、大体、基本的施策というのはほとんどが予算にかかわる問題ですから、そうすると予算にかかわるといって予算そのものの議案が出ているわけですから、事実上、一般質問をもってして基本的施策に代替することはできないというふうに私は考えているんです。

ですから、政治的スタンスで席を同じくできない立場にあるそれぞれの皆さん方がそれぞれの立場からの質問、すなわち代表質問を保障するべきだというのが私の考え方です。

○川畑副座長

御意見でよろしいですね。座長、お願いします。

○伊藤座長

御意見ということですが、代表質問、すなわち基本的施策についての質問を認めるべきだ、担保するべきだ、これは、私、先ほど申し上げたとおり、基本的施策についての質問をしてもらいたい、今後もしていただくということを考えておきまして、ここの資料40に

出ている代表質問は、あくまでも複数人数が在籍をしている会派から代表質問を行い、単
数会派については基本的施策についての質問をしていただくということになるということ
でございます。何も一般質問でそれを代替しなさいということを申し上げているものでは
ありませんので、御理解いただきたいなど、このように思っています。

○川畑副座長

ほかに御意見ございませんか。――それでは、この少数会派については、了とする御意
見もございました。そうでない御意見も出ております。座長。

○伊藤座長

それでは、まだまだ御意見も伺っていない部分もありますが、例えば呼称などもそうで
ありますが、この呼称についても、できれば、皆さんが合意を得られれば、幹事長会議で
あるならばそれぞれ幹事長という呼称にすることで統一を図る。それぞれの年代、それぞ
れの人によって呼称が変わるということが、なかなか受け入れがたいということもあるよ
うですから、この辺は幹事長ということで統一を図るとか、もしくは、前回御提案をいた
だいている中にも出ておりましたが、幹事長会議を改めて、代表者会議という形での会議
にしたらいかがでしょうかという御提案もいただいているところです。

したがって、その場合には、〇〇代表者というような呼称をそこにつけるということも
1つの方法でありますので、ぜひそれぞれ、1番、2番、3番、4番、5番、6番、7番
までありますが、ひとつ、この部分においては了とするとか、この部分においてはこうし
たほうがいい、じゃ、こうしたい、もしくは、私のほうから、じゃ、それではこうではど
うですかという詰めに入りたいというふうに思っております。ぜひその辺の議論を深め
ていきたいと思っています。よろしく願いいたします。

○川畑副座長

座長から今ございましたように、一つ一つの御意見の詰めに入っていきたいということ
でございますので、呼称にしる御忌憚のない御意見がございましたら、お聞かせいただき
たいと思います。井上委員。

○井上委員

これは、実は平成10何年ですかね、平成15年でしたっけ、議会改革協議会、このときにも
非常に時間をかけて少数会派の問題というのはたしか協議をしたという経過があったん
じゃないかなというふうに記憶をしています。私、委員じゃなかったんで、たしか傍聴し
たんじゃないかなというふうに記憶していますけども。

あわせて、資料の29を見ていると、幹事長会議の所掌事項についてということで、幹
事長会議への出席は原則として所属議員複数以上の各会派の幹事長がと、書き方が非常に

煩わしい部分があると。あるいは、資料30なんかを見ますと、幹事長会議の出席者についてということで、平成7年の幹事長会議記録抜粋というようなことで、一々、平成7年、あるいは平成11年のものを引っ張り出してきて、それに基づいて議論をしてきていると。あわせて、協議を平成15年にしたんだけど、そこでも結論が出ないと。

今回、少数会派についてということで、これだけ時間をかけて協議をしていると。やはり何らかの形で、名称にせよ、何にせよ、きちっとした形で、会派って何なんですかというのを規定していくと。これが市民に対しても、議会としてこれを時間かけて協議してきたけども、ここでしっかりと、会派ってこういうことなんですということを示していくという話を結論づけるという意味では、これだけ長時間にわたって議論をしてきて、それはそれでいいと思うんですけども、ここで結論が出ないから、じゃ、この後にとっておきましょうかということではなく、今回は座長のほうから複数会派というところ、だから資料29で言う所属議員複数以上の各会派という、所属議員複数以上の各会派の幹事長が出ている会派を交渉会派というふうに呼びますという名称をまず規定したいということなんで、それについては、先ほども申し上げましたけども、まず了とさせていただきたいと。

あわせて、前回議会で勉強会をやらせていただいたときに加藤先生のほうも質疑の中でしっかりと、この方は経歴は、ちょっと今手元で探し切れないんであれですけども、議会改革の勉強会などでは全国でもさまざまな自治体に行かれて、これからの地方自治体と地方議会とかというような形の中でさまざまな本を書いたり講演をされている方に質問をしても、やはり議会の中で、要は政策をしっかりと実現していくという団体が会派ということなんで、複数で会派をきっちりをつくっていく、要は、同じ政策を持つ複数議員が集団をもって、それを会派と称するのは当たり前だし、そういうところがきっちり政策を具体的に詰めていき、協議をしていき、結論を示していくということが議会のあるべき姿でしょうということもはっきりとおっしゃっていたと。

この会派の考え方の(3)のところ、議会活動及び議会運営の効率化、これに関しては、我々の会派は7人いますけれども、7人の会派で7通りの考え方はあります。あるけれども、それを1つの考え方として、我々の会派の考え方はこうなんですということもきっちり出させていただいているということも、会派の議論というのを、要は交渉会派という形の中で、調布の議会としてどういうふうにしますということの議論をしっかりと結論づけると。結論を出さなきゃいけないんで、そのために効率化というふうな意味では交渉会派というのは妥当であろうというふうに思っております。

実際、交渉会派は幹事長会議の構成メンバーということで今までどおりですし、議会運営委員会の構成メンバーというのも今までどおりだというふうに認識しています。

あと、代表質問の件なんですけども、これに関して議長のほうから、基本的施策に対する質問ということで、そういうこともどうかというような御提案があったんですけども、これについては、私は別に、考え方なんで、どうしても、例えば単数会派の方々が代表質問というやり方にしてくれないと困る、これはこだわりがあるんだというふうにおっしゃるんだったら、別にそれはそれでよろしいのではないかなというような感覚は個人的には持たせていただいて……（「個人」と呼ぶ者あり）、別にいいですよ。会派の代表の意見ということで今申し上げていますので、そういうふうに取り上げていただいて構いません。結構なんだろうというふうには思っております。

あわせて、代表質問の件で、これは個人的な思いとしてずっと考えていたんですけども、単数会派の方というのは、代表質問をこの間やられているんですけども、実はそういう規則がないんで、一般質問をやらうと思えば実はできるんじゃないかなというような。要は、今まではやられてこなかっただけなんだろうと思うんですけども、実は単数会派の方が代表質問をやり、余力があれば一般質問もできるというのは禁止規定はなかったはずなんです。私、調べたんで。

だから、それは、やるのもどうなんだろうとかいろんな議論はあったんだろうと思うんですけど、その辺についてもしっかりと明文化するところはしていくというところは必要なんだろうということで、これだけ時間をかけて議論されていると思うので、ここできちり結論を出していくことが重要なんだろうと思います。

あわせて、大変申しわけないんですけど、5番の交渉会派の意見ということで、これはわからないんでお聞きしたいんですが、議会活動における交渉会派の意見は原則1つとするということで、原則でない場合というのがどういうことなのかなというのがちょっとわかりにくいのと……済みません、今まで言っていたのは、意見です。それで、5番目のところで、原則じゃない場合がどういうところなのかということと、これまで結論が1つでなかったことというのが実際あるのかなと。例えば、退席されるとかというようなパターンというのは今までも我々の会派でもありましたし、ただ、会派の結論としてはマルであったりバツであったりというのは出させていただいてきたというふうには思っているんで、逆にここについては、具体的にどういうことなのかなと。前回か前々回、大河委員のほうからも、そもそもこれは会派の中で協議する問題であって、議会として交渉会派はこうだとかというようなことを縛るといえるのはいかがなものかという意見も出ていたので、ちょっとそれについてはどうなのかなというふうには思っております。もし何かあれば、ぜひお願いします。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

いろいろと御意見をいただきました。5番については質問という形でいただきましたので、この辺の考え方を示したいと思います。

まず、会派に所属している以上、その会派での合意を、または意見交換を積極的に行っていただく。その中において方向性を示していただくということで答えは1つになるだろうというふうに思っています。

例えば、市長の提出議案については、1つの答えとしていただきたい、するべきだ、もしくは、議員提出議案に関しては、幾つかの意見に例えば分かれた場合に、その部分においては複数の考え方が示されても仕方ない部分を認めざるを得ないかなというようなところから、原則1つとするというような表現をさせていただいている経緯がございます。

私ども、大変恥ずかしいお披露になります。まずは、よその会派さんのことを指摘することも必要ありません。私ども自民党が過去において市長提出議案を2つに分かれた答えを出したときがございます。こうしたことを私は了とすべきではないと思っていまして、ぜひそうしたことも、ほかの会派さんも実は、市長提出議案について退席をされる方、もしくは本会議場に残り採決に加わる方、そうした会派さんも実存いたします。

したがって、今後は、そうした意味では、答えを1つにさせていただきたいということをご確認しておきたい。そのための提案ということをお願いしているところでございます。

以上でございます。

○井上委員

ありがとうございました。そうしましたら、今、1番から4番まで、要は5番以外のところですね。5番以外のところまでの考え方、意見というのは、先ほど述べさせていただいたとおりであります。

5番の交渉会派の意見というところの点なんです。ここにつきましては、例えば議員提出議案で国または東京都、あるいは関係機関に対しての意見書等という部分があるんですけども、こうしたものについてさまざまな意見があって、みずからの会派のことで恐縮ではあるんですけども、さまざまな意見がある中でなかなかまとまり切れないというときに退席をするというようなことが例としては過去にも多々ありました。

ここで書かれている文言だけでいくと、交渉会派の意見は原則1つということなんで、会派の意向としては、要は、基本的には本会議場に残っている人間が立てば賛成だし、座っていれば反対だし、これが意見だというふうに私は受けとめていますので、そこで退席

をする云々というところが、要は棄権ということなんで、それも意見というふうに言われてしまえば、それは受けとめ方なのかなとは思いますが、そこまでのことを決められてしまうとなかなかそれは、例えば国政において、例えば消費税の問題であったり、その他、これまでの郵政の法案であったり、さまざまところで退席される方、あるいは同じ党内でも青票、白票が分かれたというようなこともありますので、ここについては、議会として交渉会派は原則1つというような書き方をされるのは、なかなかどうなのかなというようなことは思いとして持っておりますので、意見として述べさせていただきたいと思っております。

以上です。

○伊藤座長

意見をいただいて私からまたお話をするのもいかがかという御指摘もあるかもしれませんが、一方では、例えば意見が違う会派が人数が一番多かったという場合を想定すると、我が市議会は、それぞれ委員会配分、委員会の役職配分、議会全体の役職配分、これも会派の人数によって振り分けているということも一方ではあるという。これは、あえて私から今申し上げたんですけれども、そうすると例えば、極端な話、人数が多いけども、役職はたくさんそちらの会派に持っていつているけれども、それぞれ考え方はばらばらですということも中にはあり得るのではないかとということも、私はあると思っています。

ですから、基本的には、答えを1つにするグループが会派を名乗り、その会派の中には足並みをそろえ方向性は同じだという、先ほど一番冒頭に会派の概念を申し上げましたが、そこにそれを当てはめていくということで御提案をしているところでありまして、今後皆さんの御意見を聞きながら最終的な考え方も示していきたいと思っておりますが、まずは、そうした意見を持っているということも申し上げておきたいと思っております。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございませんか。雨宮委員。

○雨宮委員

今までの議論を聞いていて、5番の件なんですけど、それぞれ一理あるのかなという思いがするのと同時に、もう少し違った角度から見てみた場合にどうなんだろうという思いがちよっとしていまして。というのは、会派の中の意思統一するというのは会派の内部規律の問題としてあってしかるべきだと思うんですね。一方で、二元代表制と言われている地方議会において、議員一人一人の選出母体というのは議員と一対一での対応関係なわけですね。逆に言うと、一人一人の議員にそれぞれ独立した議決権、採決権が与えら

れているんじゃないかというふうに私は思うんですよ。

だから、それを外部要因で縛りをかけてしまうというのは、原理的にどうなのかなという疑問をちょっと感じるんです。自分はこうだというふうに言うつもりはないんですけど、その辺をもう少しというか、慎重に検討してみたほうがいいんじゃないかなという思いはしますね。これはいつも言うけど、いわゆる議員内閣制になっている国会との違いというのは、そこにあるんじゃないかなという問題を、さっきいろいろ議論を聞いていて感じました。

○川畑副座長

大河委員。

○大河委員

私も、会派の意見ということで、この間、それは各会派を成立するときはどういうことを条件にされるのかということがあるという話をしましたけれども、やはり1つには、勉強会なんかに出ると、青森のときもそうでしたけども、各議員が賛否に対してどんな考え方を持っているかということをやっぱり市民は知りたい。だから、最近どの市でも割と会派の下に全部名前を入れて賛否を書いてあります。つまり、退席にしろ何にしろ、最終的にどう判断されたかということが、やはり見てとれるようなこと。

ということは、今、雨宮委員さんもおっしゃったように、市民の人は会派というか、比例代表ではありませんので、その個々人の議員に自分たちのあれを託しているわけですから、最終的にその人がどう判断したかということをやっぱり知りたいわけでありますので、そういう意味でいけば、場合によっては意見がまとめ切れないことが、国会を見てもそうですけど、最近よくあるわけであります。それは、できればまとめたほうがいいというのは、もちろん原理的にあるかとは思いますが、それぞれの個々人の議員のそういったものについて、では議会として拘束することが市民の意思を議会に反映することになるのかというと、それは必ずしも難しい部分が私はあると思うので、あえてこのことを明文化する必要性は、先ほど井上委員さんがおっしゃったように、私自身も必要性については強くは認識をしていないというふうな考えを持っております。

それと、先ほど、いろんな少数会派のことをすごく時間をかけてきたので、そろそろきっちりとした考え方を示すというふうなお話がありましたが、前回の議会改革のときでも、例えばオブザーバー出席議員の呼称を〇〇議員と呼ぶという案は出されていましたが、これはバツになっているんですね。ですから、呼称の話が先ほどありましたけれども、幹事長会で幹事長と呼ばれる人間が出ているのであれば別に、それがオブザーバーかどうかということのあれはあるにしろ、呼称にあえて変える意味は私はないのではないかなとい

うふうに思いますので、そういうこだわりがないようであれば、代表者会議であれば代表者、幹事長会議であれば幹事長でいくことの問題はないのではないかとこのように思います。

それと、1つずつということであれば、交渉会派という新しい概念を入れることが市民の方にとってわかりやすいという話なのかどうかということも、どうなのかなという部分がありますので、今までやっていることをそれなりに形で文書にすれば、十分それなりにいく話だと思いますし、この間の勉強会で会派のことをああいうふうなお話をされた先生もおりますが、私も別な方に聞いたり、国の委員をしている先生にもお話を聞きましたけど、むしろ今の流れで言えば、会派というのは会議、討議をすることで溶解をする、溶けて、そして最終的には、機関としてどう十分内容のある結論を出せるかということが重要である、さらに重要なことなのではないかということですので、会派の充実もさることながら、議会の機関としてよりいい方向性を出せるような改革の進め方というものを探っていければというふうに思っております。

○川畑副座長

ほかに御意見ございませんか。はい、座長。

○伊藤座長

では、私から進行のようなことをしてしまうと大変申しわけないんだけど、例えば、この7つの項目の中で、こことこことここは了とする、ここはもう少し歩み寄りが必要だというような、内容は別として、具体的な御意見をお示しいただけませんでしょうか。そうすると絞っていけるという状況になりますので、ぜひそういう進め方をこれからしていただければありがたいなと思います。

○川畑副座長

はい、井上委員。

○井上委員

済みません、じゃ、我々といたしましては、1番、2番、3番、4番、6番については了としたいというふうに思っております。

7番目の呼称についてですけども、これも要は、今までもさまざまに議論が出ていたけども、前回の議会改革協議会、あるいは今回も出ているということで、幹事長という呼称でいくのか、オブザーバーという呼称でいくのかということで時間をかけるのもどうなのかなと思いますので、ここは各会派代表者ということで、代表者会議で交渉会派、あるいは単国会派であってもなくても〇〇会派の代表、例えば私は井上代表だったり、ドゥマンジュ代表だったり、別にそういう形でいけば呼称が統一されるのかなというふうに思

いますので、意見ということで、7番に関しては〇〇代表で代表者会議というような形がよろしいのかなというふうに意見を申し上げたいと思います。

以上です。

○川畑副座長

井上委員さんから、1番、2番、3番、4番、6番に関しては了とし、5番を除くことになりますが、7番は代表者会議という形で方向性が出るならば代表者という呼称という考え方でよろしいのでしょうか。

○井上委員

いかがでしょうかという意見です。

○川畑副座長

意見ですね。ほかに御意見がございましたら、挙手にてお願いいたします。雨宮委員。

○雨宮委員

私は、1から少なくとも4までについては不可分一体のものというふうに受けとめています。結論的にいうと、交渉会派という概念を導入する必要性を私自身は認めていませんが、どうしてもということであれば、先ほどちょっと触れた、単数会派の皆さんの代表質問権、これを何らかの形で担保されるような、そういう明文規定を追加するというふうな形であるならば検討の余地はあるかなというふうに思っています。

それから、呼称については、これは私のほうからの提案で、オブザーバーという呼称はやめましょうよという提案ですけど、ここの部分はある意味で感傷的というか、そういう部分でもありますから、それは皆さんの判断に任せたいということです。言いかえれば、そんなにこだわらないということです。

○川畑副座長

雨宮委員、1から4はお伺いいたしましたが、5番、6番。

○雨宮委員

5番ね。5番もさっき言ったような話で、私としては、今の段階でどうだと言える段階じゃないんです。つまり、さっきの議員個人に与えられた議決権という問題との関係で、会派という形の外部から縛りがかかることが果たして妥当かどうかという、その辺についての吟味というか、精査というか、それはやっぱりもう少し時間をかけてみる必要があるかなという感じもして、そういう意味で言うと、ペンディングというか。

○川畑副座長

呼称という部分で、6、7一緒という考え方でよろしいですか。6番の単数会派についても、雨宮委員、お答えをいただいているんですが。

○雨宮委員

オブザーバーね。

○川畑副座長

はい。

○雨宮委員

私は本来的には、そんな、する必要がないという思いを持っていますが、ただ、現状が現状ですから。つまり、幹事長会議にしても議運にしてもオブザーバーという、ある種の資格条件で。

○川畑副座長

ある種の資格条件ということで。

○雨宮委員

資格条件で現状が推移していますから、そういう部分もいいのかなど。

○川畑副座長

現状でいいのかなど。

○雨宮委員

いいのかなど。

○川畑副座長

小林委員、お願いします。

○小林委員

うちの会派でもいろいろ議論があつて、悩んで発言をするわけなんですけど、基本的には、単数でもこれまで一人会派と認めてきた。本来は、単数だと無所属かなというふうな基本的には考えなんですけども、ただ、今まで認めてきていますので、それはそれでいいんじゃないかなというふうに思っております。

ただ、問題は、ここの中でやはりポイントになるのは、先ほど出ているように代表質問の件かなというふうに思います。今までもこれはやってきたことであるんだけど、これは認めていくことは了としたいなというふうに思っています。ただ、そのときに、やはり時間数で会派ごと決められているわけですね。そうすると、市民に知らせる市議会だよりについては、やっぱり文字数も逆に言えばそのぐらいやらないと、ほかの多数会派から何ですかという話にもなつてこういう話が出てきているのかなというふうに思うので、妥協として今後も代表質問、議長の言われるそういう形ができるのであれば、その辺の配慮をすることによって多数のグループもこれは了としていくんではないかなというふうに思っております。

あとは、ほぼ従前どおりで私どもはいいんじゃないかなと。この御提案どおりでよろしいかなというふうに思っております。

○川畑副座長

4の(1)に関して御意見をいただいたということによろしいですか。

○小林委員

はい。

○川畑副座長

高橋委員、お願いします。

○高橋委員

皆様の御意見もお聞きしていますし、私ども会派内でも当然これまで議論はさせていただいてきたんですけども、こういうお話が出てきた背景というところに、今、小林委員もおっしゃったように、多数の会派の皆さんと、そうじゃない単数の方々がいらっしゃって、その部分の、1の(3)議会活動及び議会運営の効率化、活性化のためといった形で座長提案がされていらっしゃるわけですよ。であるならば、ここの根本のところ、それを了とするのかどうかという部分によって2番以降の判断というのが、多分、方向づけされるんじゃないかなというふうな気がします。

今も幾つか皆さんのお話も出ていますけども、じゃ、多数会派の皆さんがそれぞれの御意見があったとして、それを8つとか7つとかという形で会派が分かれていったときに、そのときの議会運営と効率化という部分についてどういう処理をしていくんだ、そこに課題があるからというところが背景にあったんじゃないんでしょうかと私はずっと感じておりまして、そういう意味合いにおきましては、今回座長提案をされたこの考え方というのは、非常に理解できるものかなというふうに思います。

それから、先ほど井上委員もおっしゃっていましたが、私どもの会派の中でも、この前の加藤先生のお話等も含めて、もちろん市民の声を議会にどう反映させていくか、行政に対してのチェック機能をどう果たしていくかという部分において、当然のごとく、会派が多ければ多くの市民の声も当然入ってくるわけですし、それを提言していく上で、多数での議論をすることによってよりクオリティーの高い提言ができていくということが、多分、僕は背景にあるんだろうと思うんです。

過去の、平成何年に議論されたという部分については、議事録を読む限りでしか私はわかりませんが、そういう判断でいけば、今お話のあった座長の提案の中において、先ほど代表質問の部分についてもそういった御配慮をいただいているということであれば、私は7番の呼称だけは、これは済みません、正直言って今意見を申し上げられない

んですけど、どちらでもいいのかなというような気がしてしまうんですけども、それ以外については、おおむね座長提案という形で私どもとしては基本的に了とさせていただくという考え方でおります。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございませんか。大河委員。

○大河委員

私は先ほども言いましたように、従前どおりという小林委員さんの発言がありましたけれども、今までやってきたことを効率的、活性化ということの視点に立ったときに、何をもって効率化なのか、何をもって活性化なのかということは、十分な議論をし尽くせる、そして議会として市民の意見やいろんなことが行政の出したことに十分反映できるということが重要なわけですので、議会の中で一番重要なのが会派ということにはならない。機関としてどれだけの内容のものを対立機関としてより提案が、緊張関係としてやっていけるかという視点に立てば、会派をもって進めていくことがそうはいっても議会の中であるわけですので、だから、会派ということを議会基本条例の中の1つの形として提案していくために、そのことの明文化を図っていくという意味で必要だということは理解ができますので、1番の会派の考え方という、そこはわかりますけども、そういった中で、会派を結成できるということが書かれていれば、交渉会派ということは今ここであえて書く必要性は私はやはり感じていないというふうに思っております。

そして、5番目の交渉会派ということは、先ほども申し上げましたように、最終的には議員個人に帰結する部分というものが当然あるわけですので、私はこれをあえて書く必要性はないのではないかとこのように思っております。

単数会派は従来どおりという、今、雨宮さんの話もありましたけれども、これは今までもそうしてきましたし、今回は仕切り直しをしたということからすれば、幹事長会でいろいろな議論も少なくなっていくますし、いろんなこと、最終的に決めることは議運の中にも話はもう進んできているわけですから、皆さんがあえて、少数会派が非常に特権があるというようなニュアンスはこれに値しない。そういう仕切りがもうされてきているわけですので、現実的にはかなりいろんなことが今回の議論の中で整理されている点からしましても、あと残されております会派を名乗っている以上、どういう考え方で市政に臨んでいるかということを確認にする質問権ということに関しては、従来どおりお願いしたいなというふうに思っております。

○川畑副座長

ほかに。ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

私はやはり、市民にわかりやすく、そして開かれた議会になるためという議会改革の流れで、この少数会派ということを決めると、少数会派について、また、会派についてということを出されたこと自体に異論があるんですけども、しかし、この少数会派については、前の議改協でも話されてきたということで、調布の議会にとっては大きなテーマであるということは認識しています。また、少数会派の当事者でもありますし、この提案については、異存は本当にあります。しかし、何らかの形で形をつくっていくと、会派というものを議会改革の基本条例に載せていくということであるのであれば、交渉会派というところがまだ明確になっていない段階でこの文章を載せるのはどうかなと思うところがあります。

あと、本当に選挙で一人一人が選ばれてくるという中では、会派をつくっていくということが市民にとってはどうなのか。議会の効率化、活性化という点では、会派というのも必要だとは思いますが、一人一人の議員としての責任や権能を果たしていく上で、会派というものがどういう位置づけにあるべきなのかというのは永遠のテーマであって、本当にこのぐらいの話し合いの中で結論が出るものではないのかなと思います。

本当に、何と申しますか、永遠のテーマになっているのではないのかなと思いますけれども、率直に言いますと、まずは交渉会派の意見、これを1つにするということも、議員一人一人の仕事をしっかりと果たしていくということでは、私もこの文章はあえて書かないほうがいいのではと思います。すっきりはしませんけども、どこがという点については……。

あと、代表質問のところですけども、座長が案を提示されましたけれども、やはり何らかの線を引きたいという思いはとてもわかるんですけども、それであるならば、今のままのおりでも私はいいのではないのかなと思います。

取りとめがありませんけども、以上、意見です。

○川畑副座長

林委員、お願いします。

○林委員

座長提案につきまして、我が会派としては、我が会派の主張がおおむね含まれているということで了とさせていただきたいというふうに思っております。会派の位置づけ、交渉会派と単国会派の明確な区分とか、会派についての考え方をわかりやすく、客観的な基準

といったものを設けるといったことについては、ある意味、当然ではないかなというふう
に思っている次第でございます。

また、先ほどから話の出ている代表質問と単数会派の件ですけれども、その点については、
単数会派とか複数会派が基礎時間を設けて云々という議論のこれまでの経過もありますか
ら、それについては、一人会派の方が代表質問的なそういうものをするのは、私はそれは
認めてもいいんじゃないかなと思っておりますけれども、言葉の整理として、代表という言
葉は、素直に考えて、やっぱり複数の代表というのが自然だと思っております。そこはき
っちり整理するべきじゃないかなと思っております。実態としては別に問題ないと思っ
ていますけれども。

以上です。

○川畑副座長

座長。

○伊藤座長

それぞれ御意見をいただきました。私としての考え方、もしくは、こういう提案に変え
たときにはどういう考えになりますかということをお話をしていきたいと思えます。

まず、会派というものを明文化したいということは、無理があっても大体理解をしてい
ただけるところに立ってきているのかなというふうに思えます。この部分においては、私
なりに方向性は示していきたい。

この会派を、交渉団体と単数会派との仕分けというのが……仕切りですか、仕切りを申
し上げるならば、交渉会派はという例えば仕切りになっても、今現在、幹事長会議におい
ても議会運営委員会においても、先ほど説明をさせていただいたとおり何ら変わらない。
発言は指名がなければできない。議運で例えば採決を行う場合には、採決に加わることは
できないという、このことはもう明確にされてきて、当然運営をしているわけでありまし
て、そこに、ただ複数議員の所属している会派を交渉会派という位置づけをするだけであ
って、何ら今までと変わらない状況でありますので、そこも御理解をいただければなど、
このように考えています。

交渉会派の定義というのも、先ほどお話をさせていただいたように複数会派が定義に、
根底にあるということでございます。

この2人以上のことですけれども、これも複数会派でありますから最低の複数
は2人ということになるかと思っておりますので、これも複数会派を交渉会派という概念に
つけ加えていくという。

そして、交渉会派は、幹事長会議、議会運営委員会の構成メンバー、これも今までと同

じであります。代表質問をすることができるという、ここで結んでありますが、ここは、先ほど申し上げましたように、基本的施策についての質問はしていただくことを担保するというを皆さんで合意を得ていくと。それも明文化していくと。議会基本条例の中にそれも明文化してきちっとあらわしていくと。

会派の意見でありますけれども、このことはやはり多く意見が分かれている部分もありまして、基本的にはそういう会派間の中身の問題だろうというふうにも御指摘をいただいております関係上、それぞれ会派の中において努力をしていただくというようなものではないかなというふうに考えています。

単数会派についてのオブザーバーとして出席することができるは、もう上のほうで述べたとおりでありますから、出席は当然今までどおりしていただくという。

そして、幹事長会議を今後、代表者会議に改めたらどうだという御意見をいただきましたので、それを尊重し、幹事長会議ではなく、今後は代表者会議という名称でそれぞれの会派の代表者、すなわち幹事長さんにお集まりいただき会議を開く、そのことを称して代表者会議と。そして、呼称は〇〇代表者という形で進行をするということで、まずいかがでしょうか。

○川畑副座長

今、座長から座長提案が出されました。この件につきまして、皆様から御意見、あるいは座長からの提案で了とするかどうかというところでございます。挙手にてお願いいたします。井上委員。

○井上委員

我々の会派は、今、座長からお話があったとおりで了といたしたいと思っております。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございませんか。林委員。

○林委員

我が会派も同様です。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

今の座長提案で了とさせていただきます。

以上です。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

おおむねの基本方向についてはよろしいかと思えますけども、最終的には、次回あたりに文案、成案を得た上で判断をしたいというふうに思えます。特に、先ほど座長が取りまとめというか集約の中で強調された代表質問の担保、明文規定という、これについては、それこそ、この場で担保をとっておきたい、担保を確認しておきたいというふうに思えます。

以上です。

○川畑副座長

はい、小林委員。

○小林委員

おおむね私もよろしいかと思えますので、文書で御提示をお願いしたいと思います。

○川畑副座長

はい、大河委員。

○大河委員

私は、こだわるようでありますけれども、やはり先ほど言ったふうな、明文化して、交渉会派ということをやわざわざ書かなくても、現状のことでとっているわけですから、私はそのことを了というふうには思っておりません。

それと、代表質問のことについては、先ほど小林委員さんからいろいろな御意見もありましたから、そういう余地の可能性に関して大きく否定するものではありませんが、であれば、なおのこと、あえて区別をしてやる必要があるというふうにも思いませんので、ぜひ熟慮していただいて、もう一度内容の成文についてはお考えをいただきたいというふうに思えます。

会派を決めていくのは、これからの議会のあり方として、やはり私は、自由討議をしたりいろいろしていく中で、議会の中で、市民からすれば幽霊的な存在でありますから、政策決定や立案、そういったものが議会の中でより活性化して進んでいくということが市民にもわかるような形にするために、わざわざこういうふうな分け方をすることが大変結構だというふうには、私にはよくわからないところでありますので、もう少し書きようはあるのではないかなと思えますので、大変申しわけありませんけど、議長の表現の仕方というものについて、ぜひとも御考慮いただきたいというふうに思えます。

○川畑副座長

はい、ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

私も次回提案されるでありましよう新たな座長からの明文化された提案を見て最終的な判断はしたいと思います。

○川畑副座長

座長、お願いします。

○伊藤座長

それぞれ御意見ありがとうございました。おおむね了とするという御意見が多かったように感じておりますが、中には、やはり、一考をという御意見もありました。この少数会派については、1番から7番まで含めて次回改めて御提案をしたいと、このように考えています。その節には、ぜひ御理解を賜りますように、よろしく願いいたします。

○川畑副座長

皆さん、今、座長の言葉どおりでお願いしたいと思います。

それでは、次に入らせていただきます。(2)常任委員会等の動画配信等についてを議題といたします。

ここから先は、会派さんに提案理由の説明をしていただくこととなりますので、御了承をお願いいたします。創政会さん、共産党さん、みんなの党さん、元気派さん、生活者ネットワークさんから提案されております。

最初に、創政会・林委員さんから、提案番号57、63を一括で説明していただき、そのほかの方々につきましては、補足説明という形で御説明をお願いしたいと思います。常任委員会等の動画配信等についてを議題といたします。最初に、創政会の林委員さんでございしますが、よろしゅうございますか。林委員、お願いいたします。

○林委員

これは、プレゼンテーションのときにも御説明をさせていただいたことの繰り返しになるかもしれませんが、今、本会議については、インターネット中継、そして録画配信等も行っているわけでございますけれども、常任委員会については現状行われていないという中で、やはり、実質的な議論が行われている——本会議が行われていないと言っているわけじゃないですけども、より深い細かい議論が行われている常任委員会でのやりとりというものを、さまざまな市民の方々に見ていただくのも大事なことはないかということで、御提案をさせていただいたところでございます。具体的には、提案の中で、簡素な費用でできる、既に先行自治体等でも行われているユーストリーム等を使ったネット配信を提案させていただいたところでございます。

続いて、本会議のネット中継を市内公共施設で放映。63番についてですけども、今現在、

本会議のインターネット中継が行われているわけですが、市民の皆さんから見に行かないと、これは見られないのが現状です。やはり議会を知っていただくためには、日ごろからどういうことが行われているのか、ある意味、バックグラウンドミュージックじゃなくて、MTVじゃないけども、映像がシャワーのように流れてくるというか、公共施設で流れていけば、何かの機会に訪れた市民の方々が、あそこでやっているんだなということも、少しでもかいま見えるような状況をつくっていくことが、まず議会を理解していただく第一歩の1つではないかなと思って、提案をさせていただいたところでございます。

具体的には、そんなに大きなお金をかけなくても、パソコンとネットの環境があつて、テレビ、インターフェースでつなげる、そういうものがあればできるはずですから、そんなにお金もかからないのではないかなというふうに思っています。

以上でございます。

○川畑副座長

ありがとうございました。説明が終わりましたが、ほかの皆さんで補足的な説明がございましたら、挙手にてお願いいたします。よろしいですか。はい、ドゥマンジュ委員。

○ドゥマンジュ委員

委員会のインターネット中継なんですが、調布の委員会は4常任委員会が同時に開催されますので、傍聴に来られる方も1つの委員会しか聞くことができません。議事録も出されていますけど、議事録は後になってから出されるので、即時、どのような話し合いが委員会の中で行われたかということは、市民の皆さんにとっても、また別な、委員会に出ていない議員にとっても、これは大変有意義なことになると思います。

本会議のインターネット中継に続いて委員会でのインターネット中継も、今、林委員さんのほうからお話がありましたけども、ユーストリームなど費用のできるだけかからない形での実現を目指していきたいと思います。

○川畑副座長

ほかに。高橋委員さん。

○高橋委員

林委員に細かく御提案いただいたので、大きな差はないんですけど、今、ドゥマンジュ委員もおっしゃったように、委員会が同時開催という形になっておりますので、できればライブという形にこだわることなく、そういった模様が、今、林委員もおっしゃったように、いろいろな公共施設とかで録画という状態でも全委員会のをどこかで流しておく時間帯があつたりというようなことも、ぜひ加えていただければありがたいなと思っております。

手法とソフトについては、何らこだわりなく、基本的にローコストのものでということで、余りお金をかけずにできる範囲内で結構でございますので、ぜひ推進をしたいというふうに思っております。

以上です。

○川畑副座長

ほかに補足的説明がございますか。――なければ、質疑、御意見等がございましたら、挙手にてお願いいたします。小林委員さん、お願いします。

○小林委員

費用対効果というんでしょうか、本会議のインターネット中継がされて、どれだけ市民の人に見られているのか、この辺のところをまず整理して、逆に言えば、そういうものを、少ないのであれば、もっと視聴率を上げていく努力をやるのが先であって、何でもかんでも流せば見てくれるという話ではないのかなと。

だから、逆に言えば、先ほど63番みたいな形、これ、私、非常にいいなと思って。例えば市民課のところには画面があって、市民の方が住民票とかをとるのに待っている間に、画面は何か流れているんですよ。ああいうところに本会議の中継を流して、やっぱり市民の人に知ってもらうことがまず先かなと。そういう中で、委員会のそういうインターネット中継があるのかなと、こんなふうに私は思っております。

意見でございます。

○川畑副座長

ほかに。井上委員さん。

○井上委員

わかればなんですけど、これ、事務局のほうでもし把握されていれば。具体的に予算的なもの、それが全くない中で議論はなかなかしにくいというのがあるので、もし把握されているようであれば教えていただければと思うんですけど。

○川畑副座長

はい、次長。

○小林事務局次長

全くの概算ですけれども、ユーストリームということに限定をして、各常任委員会でそれを流すといったときに必要なものとしましては、ノートパソコンと、それからビデオカメラ、それからインターネット回線の環境ということが必要になるということで、機器をどのレベルにするかということとはございますけれども、工事費等を含めて最低限1部屋30万ぐらいあれば何とかかなるかなというふうな、全く大まかな概算でございますが、出てお

ります。ですから、4部屋あれば120万ぐらいというところ。概算でございます。

以上でございます。

○井上委員

それは1回概算120万で、工事と物品等を含めて導入をしたら、後のランニングコストというのは考えなくていいものなんですか。

○小林事務局次長

基本的にはそのようでございます。ユーストリームという、表現は正しいかどうかわかりませんが、他人の土俵で見てもらっていますので、そこに対する経費はうちとしてはかからないと。ただ、ユーストリームのほうがもう放映をやめちゃうとかという事態が起きた場合には、そこはもうそれで終わってしまうという、一方でデメリットはあるということ聞いております。

以上です。

○井上委員

では、うちの会派としての結論を申し上げますと、先ほど小林委員のほうからもありましたが、本会議場のインターネット中継ということで、まず効果の検証が先じゃないかということで、それは確かにそのとおりだなという思いがありますので、まずそこについては個々の検証をぜひ行っていく必要があるだろうというふうに思っております。

今、予算、概算で120万ということなんですけど、この値段が高いか安いかというと、なかなか、それも協議をしていかなければというような話だと思うんです。それは費用対効果という意味で。その値段がどうなのかということの議論を経た上で、この広報・公聴機能の充実ということで、常任委員会が動画配信ということで自宅にしながら見ることができるという手法を取り入れるのは、我々の会派としては非常に意義があることだというふうに思っておりますので、その辺の費用対効果の状況、具体的に数字も出てきましたので、その辺が理解が得られるような形であれば、先に進めるのかなというふうに思っております。会派としては、方向性は了というふうに意見をさせていただきたいと思えます。

以上です。

○川畑副座長

ありがとうございました。ほかに御意見。大河委員。

○大河委員

先ほど提案された林委員さんもおっしゃいましたけれども、やはり常任委員会で議論されているのは市民の人にとってかなり関心の高い内容を含んでおります。120万というお話でしたけれども、1人当たり議員で換算しても5万ぐらいですかね。私は、やっぱり費

用対効果ということでいけば、この金額で市民の人に対してどんな議論がされ、そしてそのことでどんなふうに進んでいくかということを知らせることが可能であれば、非常に高い効果が見込まれるのではないかと思います。

ただ、配信をしているよということ、本会議も含めてですけども、そのことの広報ということをあわせてしっかりセットとしてやっていけば、両方見ることで議会というものがわかるわけですので、私は、今回、市議会だよりも各戸配布という話もありまして、その費用とかを含めても、この金額は決して高い金額ではないと思いますので、できることならばできるだけ早く導入をしたらよいのではないかというふうに思います。

○川畑副座長

高橋委員。

○高橋委員

先ほど小林委員、井上委員からも今の本会議中継の検証というお話があったかと思うんですけど、今、大河委員も後からおっしゃったように、本会議と委員会はやっぱりその性格が、私が推測するになんですけども、基本的に違うのかなと。ですから、本会議での今現状の中継がどうであるかという、もちろんそれはデータとしては持っておく必要はあるのかなという気がいたしますけれども、委員会のこういう形で実施をするよということと放送するよという部分の発信と、それをまず始めてみて、どうせ検証するのであれば、それを同時に、本会議も委員会もという形での検証をされたらいかがかなと。

ただし、そのときのインシヤルコストをどうするんだという部分があると思うんですけども、少なくとも当初はリースで始めるとかという形で、余りコストをかけない中で検証されるのであれば、そういう方向のほうがよりベターかなというふうに思いますし、ぜひ積極的な取り組みを推進していただきたいなというふうに思います。

以上です。

○川畑副座長

ほかにございますか。雨宮委員。

○雨宮委員

共産党もこの6項目提案されている中の1つを提案していますから、基本方向はもう既に出ているように、推進というか促進ということでもいいと思うんですが、ちょっとこの先に議会広報特別委員会の問題も出てきているので、私はむしろ協議の場としてはそういうふうな場所にゆだねたらどうかかなと思っているんです。全部ここでやるとなると、それはなかなか大変だから、そういう方向性も含めて、基本ベクトルは推進ということでもいいと思います。

○川畑副座長

ほかにございますか。大須賀議運委員長。

○大須賀委員

本会議場のやりとりをインターネット中継するかしないかのときに、いろいろ議論がありました。そのときにたまたま議長を務めさせていただいたんですが、その議論の中で私が申し上げたのは、確かにどのくらい見てもらうかという観点もとっても大事だと思います。ただ、その一方で、議会が発信するという行為を努力するということがとても求められているというふうに私は思っていましたから、それをいろんな会合の場で主張させていただきました。

常任委員会においても私は同じことが言えると思います。常任委員会はまた本会議と役割が違って、一つ一つの市の事業や政策について細かいやりとりが行われますよね。それも数字も含めてやりとりが行われるので、私自身もほかの委員会がどんなやりとりをしているか非常に見たいという関心はあるし、市民も議事録ではなくて動画で見たいというニーズはとても強いと思っています。

そこで、ぜひとも積極的に対応していただきたいと思っていますが、今、御意見がありましたように、また別の場で協議するという事ならば結構なんですけども、結論としてはできるだけ早く配信を始めていただきたいなというふうに思っていると同時に、先ほど30万という見積もりが出ましたけど、そんなに精密な動画を撮って流すわけじゃないので、その機材についてもどのぐらいのグレードを求めるか。ビデオカメラ、それからパソコンというところからすると、マックスは30万ということだと思いますけども、その辺は努力によっても幾らでも数字は下がってくると思っていますので、費用面においても工夫をすればそれなりの金額におさまるというふうに思います。

以上です。

○川畑副座長

座長、お願いします。

○伊藤座長

それぞれ御議論をいただきました。このことについては積極的に推進すべき、推進の方向でよろしいのではないかと、そうした意見ではなかったかなと、このように受けとめました。その中で、現時点において私のほうから提案をしておきます。

この提案については、まず理由としては、開かれた議会を目指し、本会議、常任委員会、特別委員会、議会運営委員会、そして全員協議会も原則公開としたことから、委員会もより公開性を求められてきている。こうした考え方から、ユーストリームによる配信中継を

していく検討をしていきたい、このように考えています。

後ほど議論をする何々特別委員会云々というお話がありましたが、私はあくまでもこの代表者会議の場において一定の方向性までは結論を出していきたい、このことを考えていますので、改めてここで提案をしていきますが、まずは、基本的に予算がないことには何事も前へ進みません。つきましては、この設備は幾らぐらいかかるのかということが、今、大ざっぱの数字は出ましたけれども、皆さんのほうでいよいよ具体的に数字をつかみたいということであれば、何社かの見積もりをとり、そして、そこから予算を把握するという作業に入っていくことでいいかどうか。

もう1つは、中継については、カメラは基本的に本会議場と違まして事務局の方がカメラ操作をすることができません。したがって、固定のカメラになりますので、この固定のカメラで一度どういう映り方をするのか否か、このことも検証しなければいけないかな。場合によっては、委員の全員が平等に映らない、こういう可能性もあるのではないかな。平等に委員がカメラにおさまるということを考えなければいけない事態もあるかもしれない。こういうことも今後協議をしていく1つの中身でございます。

一方、公共施設における放映につきましては、できるだけ早く本会議場の中継なども含めて理事者側のほうに求めて検討していただくという、こういう方向で考えていきたいということを、まずはここで皆さんにお示ししておきたいと思えます。

ただ、言えることは、なるべく早くという御意見も幾つかございました。早く対応するためには、現在、議会事務局で執行できる予算は持ち合わせていません。したがって、補正予算を考えなければいけない案件であります。なるべく早く方向性を示すならば示し、そして補正予算を求め、最終的には、いずれ設備が整った段階で早い議会から対応していくということになるかと思っていますので、一応の内容を理解していただきながら、ぜひ前向きに検討していきたいというのが私の提案でございます。ぜひ御検討いただきますようお願いいたします。

以上でございます。

○川畑副座長

今、座長のほうから御提案をいただきましたことにつきまして、皆さんから御意見がございましたら挙手にてお願いいたします。大河委員。

○大河委員

思い起こせばですけども、たしか、そういえば、委員会の席をどうするのかとか、議論が活性化するというのがあったなというのをふと思い出しました。ですから、やはり見ていただきたい、促進したいという思いと同時に、私たち自身、今でも十分議論しています

けど、より活性化した議論ができるような工夫とか、そういったこととか、あと、今、平等にという話がありましたけれども、委員会は自由に討議しながら委員会としての結論を出しているの、今回このことをすることによって、そういう今までの委員会のやりとりが、逆にこういう形というふうに大きく変わるものもなかなか大変なのかなと思いますから、やはり方向性は推進でいいと思いますが、補正対応するのか、あるいは議会のいろんなことも含めた活性化とかそういうことの工夫の努力というものを、例えば本予算に向けて努力するというふうなやり方と2つあるのかなという気もいたしますので、やるということは確かですけれども、多少はそういうことに対しての議論を深める必要があるのではないのかなとちょっと思いましたので、意見として申し上げておきたいと思います。

○川畑副座長

ほかにございますか。ありませんか。――座長、お願いします。

○伊藤座長

それぞれ議論をしていきたいんですが、余り意見が今のところ出ませんので、私のほうから提案をしたばかりでありますので、このことについては次回の中において議論を示していくのがいいのか、今、ここで議論を深めるのがよろしいのか、その辺の判断を迫られる時間となってきています。御意見いただけませんか。

○川畑副座長

井上委員、どうぞ。

○井上委員

金額、要は動画配信という考え方自体については全く異論がないということは先ほどお伝えしたとおりなんですけども、費用対効果ということで、予算が大体これぐらいなんだよということについても、やはり一度会派に持ち帰ってしっかり会派の所属議員には伝えた中で、会派として共通認識もしたいというふうに思っておりますので、一度持ち帰らせていただきたいという思いでおります。

以上です。

○川畑副座長

雨宮委員。

○雨宮委員

一言です。継続にしてください。持ち帰り。

○川畑副座長

林委員。

○林委員

座長の御提案のとおりに進めていただいても結構ですが、いずれにしても、次回、費用の問題とか、やはり避けては通れない予算の問題とか、イメージの問題とか、もう少し皆さんと意見交換する必要があるのかなと思いますから、進めながら考えていくということでしたとしたいと思っています。

○川畑副座長

それでは、この案件につきましては皆様からも継続協議という御意見が出ておりますので、継続協議とさせていただくことでよろしゅうございますか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○川畑副座長

ありがとうございます。

皆様の御議論によりまして、本日の会議時間もなくなってまいりました。つきましては、残った協議・検討事項につきましては次回以降、代表者会議で協議していただくこといたします。御了承いただきますようよろしくお願いいたします。

それでは、日程の3、その他に入ります。

代表者会議の日程についてでございます。次回第14回の代表者会議は8月10日金曜日2時から、ここ、全員協議会室で開催いたしますので、よろしくお願い申し上げます。

最後に座長のほうからございますか。

○伊藤座長

特にございません。

○川畑副座長

以上で本日予定しておりました日程は終了いたしました。お疲れさまでございます。傍聴の皆様におきましては、感想などありましたら配付してあります用紙に記入していただければ幸いです。

それでは、第13回代表者会議を終了いたします。長時間にわたりましてお疲れさまでございました。

午後2時5分 散会